

協議項目第21－号

各種事務事業（社会教育事業）の取扱いについて

各種事務事業（社会教育事業）の取扱いについて提出する。

平成15年12月10日提出

上島合併協議会長 木 下 良 一

各種事務事業（社会教育事業）の取扱いについて
1. 公民館の所管区域については、現行のとおりとする。 2. 社会教育委員、公民館運営審議会、体育指導委員、文化財保護審議会については、新町において新たに設置するものとする。 3. 社会教育関係事業、各種講座、各種スポーツ大会については、当面現行のとおりとし、新町においてそれぞれの実情を踏まえて一元化を含め検討調整するものとする。 4. 人権教育・啓発については、それぞれの実情を考慮し、新町においても引き続き推進するものとする。 5. 各社会教育関係団体については、当面現行のとおりとし、速やかに連合組織等、統合する方向で調整に努めるものとする。 6. 社会体育施設については、現行のとおりとし、新町においても引き続き適切な管理運営に努めるものとする。 7. 指定文化財については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

平成15年12月10日確認

上島合併協議会 調整方針

協 議 事 項	2 1－ 各種事務事業の取扱い	関 係 項 目	社会教育事業
調 整 方 針	1. 公民館の所管区域については、現行のとおりとする。 2. 社会教育委員、公民館運営審議会、体育指導委員、文化財保護審議会については、新町において新たに設置するものとする。 3. 社会教育関係事業、各種講座、各種スポーツ大会については、当面現行のとおりとし、新町においてそれぞれの実情を踏まえて一元化を含め検討調整するものとする。 4. 人権教育・啓発については、それぞれの実情を考慮し、新町においても引き続き推進するものとする。 5. 各社会教育関係団体については、当面現行のとおりとし、速やかに連合組織等、統合する方向で調整に努めるものとする。 6. 社会体育施設については、現行のとおりとし、新町においても引き続き適切な管理運営に努めるものとする。 7. 指定文化財については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。		

区 分	現 況				調 整 内 容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村	
公民館	【中央公民館等】 弓削町中央公民館 【地区公民館等】 上弓削公民館	【中央公民館等】 生名公民館 【地区公民館等】 －	【中央公民館等】 岩城村中央公民館 【地区公民館等】 －	【中央公民館等】 魚島村中央公民館 【地区公民館等】 高井神公民館	公民館の所管区域については、現行のとおりとする。
社会教育委員	【概要】 社会教育に関する諸計画の立案及び研究調査を行う。 【定数】 10人以内（実数：7人） 【任期】 2年（H15.4.1～H17.3.31） 【報酬等】 報 酬：委員長 8,400円/日 委 員 7,800円/日 費用弁償：旅費（一般職相当職）	【概要】 同 左 【定数】 10人以内（実数：6人） ※公民館運営審議会委員を充てる 【任期】 2年（H14.7.1～H16.6.30） 【報酬等】 報 酬：委員長 31,000円/年 委 員 28,000円/年 費用弁償：旅費（一般職相当職） 委員会等出席時 500円/回 ※ただし、公民館運営委員報酬として支給	【概要】 同 左 【定数】 10人以内（実数：9人） ※公民館運営審議会委員を充てる 【任期】 2年（H15.4.1～H17.3.31） 【報酬等】 報 酬：委員長 9,000円/日 委 員 9,000円/日 費用弁償：旅費（一般職相当職）	【概要】 同 左 【定数】 10人以内（実数：6人） ※公民館運営審議会委員を充てる 【任期】 2年（H15.4.1～H17.3.31） 【報酬等】 －	合併時に再編 弓削町の制度を基に合併時に再編する。
公民館運営審議会	【概要】 公民館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査実施する。 【定数】 10人以内（実数：7人） 【任期】 2年（H15.4.1～H17.3.31） 【報酬等】 報 酬：委員長 8,400円/日 委 員 7,800円/日 費用弁償：旅費（一般職相当職）	【概要】 同 左 【定数】 10人以内（実数：6人） 【任期】 2年（H14.7.1～H16.6.30） 【報酬等】 報 酬：委員長 31,000円/年 委 員 28,000円/年 費用弁償：旅費（一般職相当職） 委員会等出席時 500円/回	【概要】 同 左 【定数】 10人以内（実数：9人） 【任期】 2年（H15.4.1～H17.3.31） 【報酬等】 報 酬：委員長 9,000円/日 委 員 9,000円/日 費用弁償：旅費（一般職相当職）	【概要】 同 左 【定数】 10人以内（実数：6人） 【任期】 2年（H15.4.1～H17.3.31） 【報酬等】 －	合併時に再編 弓削町の制度を基に合併時に再編する。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21ー 各種事務事業の取扱い	関係項目	社会教育事業
調整方針			

区 分	現 況				調 整 内 容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村	
社会教育関係事業	【事業目的】 社会教育の普及と生涯学習の推進 ・夏季大学 ・文化祭 ・成人式 ・少年野球教室 ・人形芝居公演	【事業目的】 同 左 ・花と音楽の会 ・夏季大学 ・文化祭 ・成人式	【事業目的】 同 左 ・文化祭 ・成人式	【事業目的】 同 左 ・文化祭 ・成人式	存続 現行どおりとする。
各種講座	【事業目的】 生涯学習の推進 ・レザークラフト教室 (月1回) ・押し花教室 (月1回) ・英会話 (毎週火曜日) ・染色教室 (月2回) ・カラオケ教室 (毎週金曜日) ・民謡教室 (月2回) ・手話サークル (毎週月曜日) ・コーラス (毎週木曜日) ・大正琴教室 (月2回)	【事業目的】 同 左 ・料理教室 (月1回) ・天文教室 (年8回) ・絵手紙教室 (月2回) ・ちぎり絵教室 (月2回) ・パソコン教室 (6ヶ月・月6回) ・書道教室 (月2回) ・IT教室 (2ヶ月・月6回) ・英会話教室 (月2回×2講座)	【事業目的】 同 左 ・華道教室 (月2回) ・書道教室 (月2～3回) ・絵画教室 (月2回) ・英会話教室 (月4回)	【事業目的】 同 左 ・書道教室 (月2回) ・英会話教室 (月2回) ・料理教室 (年5回) ・大工教室 (年5回)	合併後に再編 当面は現行どおりとし、新町において講座の一元化(整理統合)を検討する。
人権教育	【名称】 弓削町人権教育協議会 【概要】 人権と共生の社会を実現するため同和教育を中核とした人権教育の研究と実践に努める。 【活動内容】 ・県内外における人権教育研究大会参加 ・人権同和広報、人権作文集等の発行 【補助金】 町補助金:720,000円(H14年度実績)	【名称】 生名村人権教育協議会 【概要】 人権教育を通してあらゆる差別の解消 【活動内容】 ・県内外における人権教育研究大会参加 ・講演会の実施等 【補助金】 村補助金: 0円(H14年度実績)	【名称】 岩城村人権・同和教育協議会 【概要】 人権・同和教育を通してあらゆる差別の解消 【活動内容】 ・県内外における人権・同和教育研究大会参加及び各種補助 ・積善友の会活動等 【補助金】 村補助金:629,000円(H14年度実績) 県補助金: 50,000円(H14年度実績)	【名称】 魚島村人権・同和教育協議会 【概要】 人権・同和教育を通してあらゆる差別の解消 【活動内容】 ・人権講演会 ・村づくり標語募集 ・広報紙への人権同和記事の提供 【補助金】 村補助金: 0円(H14年度実績)	存続 当面は現行どおりとし、合併後、連合組織設立の方向で関係者と協議する。
青年団	【名称】 弓削町青年会 【概要】 町内在住の青年が学習、文化、体育、レクリエーション、社会奉仕等の活動に参加して会員相互の研修と親睦を図り、よりよい町づくりに貢献する。 【活動内容】 現在は休止状態 【補助金】 —	【名称】 生名村青年会 【概要】 村内在住の青年が学習、文化、体育、レクリエーション、社会奉仕等の活動に参加して会員相互の研修と親睦を図り、よりよい村づくりに貢献する。 【活動内容】 村民体育、盆踊り、駅伝大会、地元のまつり等企画及び参加 【補助金】 80,000円 (H14年度実績)	【名称】 (岩城村青年団) 【概要】 同 左 【活動内容】 平成14年4月30日解団 【補助金】 —	【名称】 魚島村青年団 【概要】 同 左 【活動内容】 盆行事(盆踊り・てんてこ)、秋祭り等企画及び参加 【補助金】 81,000円 (H14年度実績)	存続 当面は現行どおりとし、合併後、連合組織設立の方向で関係者と協議する。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21ー 各種事務事業の取扱い	関係項目	社会教育事業
調整方針			

区分	現況				調整内容
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村	
愛護班	—	【名称】 生名村愛護班 【活動内容】 総会、役員会、親子ふれあい活動、水泳監視 【補助金】 100,000円(H14実績)	—	—	存続 当面は現行どおりとする。
PTA	【名称】 弓削小学校PTA 弓削中学校PTA 【活動内容】 総会、役員会、交流会、研修会、地区別懇談会、PTA奉仕活動 【補助金】 —	【名称】 生名小学校PTA 生名中学校PTA 【活動内容】 総会、役員会、親子ふれあい活動、水泳監視、とんど、いのこ 【補助金】 生名小PTA:72,000円(H14実績) 生名中PTA:72,000円(H14実績)	【名称】 岩城小学校PTA 岩城中学校PTA 【活動内容】 総会、役員会、交流会、研修会 【補助金】 岩城小PTA:150,000円(H14実績) 岩城中PTA:100,000円(H14実績)	【名称】 魚島・高井神小中学校PTA 【活動内容】 総会、役員会、村民大運動会、親子学習会、親子ふれあい活動、海岸清掃活動 【補助金】 魚島・高井神小中PTA:57,000円(H14実績)	存続 当面は現行どおりとし、合併後、連合組織設立の方向で関係者と協議する。
婦人会	【名称】 弓削婦人会 佐島婦人会 【概要】 町内婦人の連絡提携を図り、会員相互の教育を高め社会文化の向上、福祉の推進に寄与する。 【活動内容】 会議の開催、各種の奉仕活動や交流 【補助金】 弓削婦人会:90,000円(H14実績) 佐島婦人会:35,000円(H14実績)	【名称】 生名村婦人会 【概要】 会員相互の修養と親睦を図り、更に婦人の資質の向上に努め生名村文化の発展に寄与する。 【活動内容】 会議の開催、花と音楽の会、文化祭、つるかめ弁当、クロッケー大会、道路清掃、施設訪問、敬老会、研修会 【補助金】 80,000円(H14実績)	【名称】 岩城村婦人会 【概要】 会員相互の修養と親睦を図り、更に婦人の資質の向上に努め岩城村文化の発展に寄与する。 【活動内容】 定例会の開催、桜まつり、文化展、産業まつり等への参加、研修会 【補助金】 450,000円(H14実績)	【名称】 魚島婦人会 高井神婦人会 【概要】 会員相互の修養と親睦を図り、更に婦人の資質の向上に努め魚島村文化の発展に寄与する。 【活動内容】 定例会の開催、各種の奉仕活動 【補助金】 魚島婦人会:72,000円(H14実績) 高井神婦人会:26,000円(H14実績)	存続 当面は現行どおりとし、合併後、連合組織設立の方向で関係者と協議する。
壮年会	—	—	—	【名称】 魚島壮年会 【概要】 村内在住の壮年が学習、文化、教育、レクリエーション、社会奉仕等の活動に参加して会員相互の研修と親睦を図り、よりよい村づくりに貢献する。 【活動内容】 総会、役員会、秋祭り準備・運営 【補助金】 72,000円(H14年度実績)	存続 現行のとおりとする。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21ー 各種事務事業の取扱い	関係項目	社会教育事業
調整方針			

区分	現 況				調 整 内 容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村	
教育振興会	—	—	—	【名称】 魚島村教育振興会 【概要】 学校、社会、家庭教育の提携により、教育文化を高め、健康の増進と情操の純化を図り、明るく住みよい地域社会を建設する。 【補助金】 400,000円(H14年度実績)	存続 現行のとおりとする。
文化協会	【名称】 弓削町文化協会 【概要】 弓削町の文化の向上・発展を期する目的をもって町内文化、芸能団体を結集し、昭和55年7月に設立し、現在に至る。 【構成】 19部会の組織により構成 ・詩吟・俳句・華道・短歌・書道 ・園芸・民謡・コーラス・舞踊 ・手工芸・邦楽・絵画・染色 ・木工・大正琴・カラオケ ・銭太鼓・御詠歌・囲碁将棋 【活動内容】 ・各部自主的活動 ・弓削町文化祭(町展、芸能発表会) ・県外視察研修 ・町内外における文化活動 【補助金】 町補助金：720,000円(H14実績)	【名称】 生名村文化協会 【概要】 薫り高い文化の育成を目的として昭和48年に設立し、現在に至る。 【構成】 10部会で構成 ・民謡・写真・詩吟・俳句 ・銭太鼓・短歌・郷土史・園芸 ・邦楽・日本舞踊 【活動内容】 ・各部自主的活動 ・花と音楽の会 ・文化祭、芸能発表会 【補助金】 村補助金：920,000円(H14実績) 【負担金】 花と音楽の会 230,000円(H14実績) 文化祭 380,000円(H14実績)	【名称】 岩城村文化協会 【概要】 文化の振興発表、普及向上を図り、平和で豊かな村づくりに寄与する。 【構成】 17部で構成 ・書道・俳句・短歌・華道・盆栽 ・囲碁・押し花・陶芸・舞踊 ・マンドリン・邦楽・大正琴 ・民謡・カラオケ・詩吟・和太鼓 ・洋楽コーラス 【活動内容】 ・各部自主的活動 ・岩城村文化祭 【補助金】 村補助金：1,144,000円(H14実績)	【名称】 魚島村文化協会 【概要】 魚島村における文化の振興を図り、健全で明るい村づくりを推進する。 【構成】 8部で構成(平成8年2月設立) ・カラオケ・舞踊・和裁・民謡 ・書道・軽音楽・川柳・コーラス 【活動内容】 ・各部自主的活動 ・敬老会、秋祭りへの参加 ・総会、文化祭における演芸発表 【補助金】 村補助金：200,000円(H14実績)	存続 当面は現行どおりとし、合併後、連合組織設立の方向で関係者と協議する。
体育協会	【名称】 弓削町体育協会 【概要】 弓削町における社会体育の振興を図り、健全で明るい町づくりを推進する。 【構成】 13部会の組織により構成 ・バレーボール・卓球・陸上 ・剣道・バドミントン ・ソフトテニス・テニス ・軟式野球・ソフトボール ・サッカー・ゲートボール	【名称】 生名村体育協会 【概要】 村民の競技力向上やスポーツの振興をめざす。 【構成】 会員構成	【名称】 岩城村体育協会 【概要】 同 左 【構成】 体育協会加盟各部により構成 ・ソフトボール・野球 ・ゲートボール・ソフトテニス	—	存続 当面は現行どおりとし、合併後、連合組織設立の方向で関係者と協議する。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21ー 各種事務事業の取扱い	関係項目	社会教育事業
調整方針			

区 分	現 況				調 整 内 容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村	
	・ミニバレーボール ・ビーチバレーボール 【活動内容】 会議、スポーツ大会主催・参加全般及び関連事務 【補助金】 町補助金：1,700,000円(Ⅱ14実績) 県補助金： 70,000円(Ⅱ14実績)	【活動内容】 同 左 【補助金】 村補助金： 360,000円(Ⅱ14実績) 県補助金： 70,000円(Ⅱ14実績) 【負担金】 各種スポーツ大会選手派遣費： 800,000円(Ⅱ14実績) 生名島一周駅伝競走大会： 700,000円(Ⅱ14実績)	【活動内容】 同 左 【補助金】 村補助金：1,100,000円(Ⅱ14実績) 県補助金： 70,000円(Ⅱ14実績)		
体育指導委員	【概要】 弓削町のスポーツの振興と住民のスポーツ活動の促進や、団体の組織への育成及び指導助言を行う。 【定数】 4人以内（実数：4人） 【任期】 2年（Ⅱ15.4.1～Ⅱ17.3.31） 【報酬等】 報 酬：28,000円/年 費用弁償：旅費（一般職相当職）	【概要】 生名村のスポーツの振興と住民のスポーツ活動の促進や、団体の組織への育成及び指導助言を行う。 【定数】 10人以内（実数：7人） 【任期】 2年（Ⅱ15.7.1～Ⅱ17.6.30） 【報酬等】 報 酬：26,000円/年 費用弁償：旅費（一般職相当職） 委員会等出席時 500円/回	【概要】 村民のスポーツ振興に期するため、スポーツの指導、組織の育成、団体活動に協力する。 【定数】 5人以内（実数：5人） 【任期】 2年（Ⅱ14.4.1～Ⅱ16.3.31） 【報酬等】 報 酬：20,000円/年 費用弁償：旅費（一般職相当職）	【概要】 魚島村のスポーツの振興と住民のスポーツ活動の促進や、団体の組織への育成及び指導助言を行う。 【定数】 1人（実数：1人） 【任期】 2年（Ⅱ15.4.1～Ⅱ17.3.31） 【報酬等】 報 酬：－ 費用弁償：旅費（一般職相当職）	合併後に再編 弓削町の例を基本に合併後速やかに再編する。
社会体育施設	【名称】 ・弓削小学校夜間照明 ・佐島小学校夜間照明 ・弓削町営テニスコート夜間照明 ・弓削町営テニスコート ・中崎テニスコート夜間照明 ・中崎テニスコート ・上弓削緑ヶ丘運動広場 ・弓削町民体育館 ・鎌田運動広場 ・中崎ゲートボール場 ・佐島農村運動公園	【名称】 ・村民グラウンド野球場 ・村民グラウンド陸上競技場 ・生名中学校夜間照明 ・生名中学校運動場照明 ・立石テニスコート ・生名村民体育館	【名称】 ・岩城村総合運動場 (1)野球場(2)テニスコート (3)水泳プール(4)体育館 (5)運動広場(6)幼児用プール ・夜間体育照明施設 岩城小学校グラウンド 岩城中学校テニスコート 岩城中学校グラウンド 総合運動場野球場 北集会所	【名称】 ・魚島小学校夜間照明 ・井の浦グラウンド夜間照明	存続 当面は現行どおりとし、新町において引き続き適切な管理運営に努めるものとする。
各種スポーツ大会	【事業目的】 弓削町における社会体育の振興を図り、町民体位の向上と健全で明るい町づくりを推進する。 ・町民ソフトボール大会 ・弓削町長杯ゲートボール大会 ・町民テニス大会	【事業目的】 村民の間にスポーツを普及し、その振興アマチュア精神の高揚と体力づくりを図り、健康で明るい生活の向上を念願する。 ・新春走り初め大会 ・生名島一周駅伝競走大会	【事業目的】 村民の間にスポーツを普及し、アマチュア精神の高揚と体力づくりを図り、健康で明るい生活の向上を念願する。 ・ソフトボールリーグ ・村民運動会	【事業目的】 村民の間にスポーツを普及し、その振興と体力づくりを図り、健康で明るい生活の向上を念願する。 ・村民大運動会	合併後に再編 当面は現行どおりとし、合併後速やかに一元化するよう検討する。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21ー 各種事務事業の取扱い	関係項目	社会教育事業
調整方針			

区 分	現 況				調 整 内 容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村	
	・弓削島親善テニス大会 ・町民運動会 ・町民バレーボール大会 ・町民バドミントン大会 ・愛媛スポレク祭今治地方大会 ・愛媛スポレク祭 ・町民レクバレー大会 ・町民クロッケー大会 ・町民ビーチボールバレー大会 ・町民ゲートボール大会 ・弓削オープンF&C杯ビーチボールバレー大会 ・弓削町駅伝大会 ・弓削オープンバドミントン大会	・村内ビーチボールバレーリーグ ・いきなカップビーチボールバレー大会 ・生名ソフトテニス大会 ・村内ソフトボールリーグ戦 ・村内ソフトボールトーナメント ・体育の日記念行事 ・いきな秋季大運動会	・岩城ソフトテニス大会 ・村民野球大会 ・村民球技大会 ・岩城島駅伝大会 ・村長杯争奪大会		
文化財保護審議会等	【名称】 弓削町文化財保護審議会 【概要】 文化財の指定、保存及び活用に関し教育委員会の諮問に答え、又は意見を具申し、及びこのために必要な調査研究を行う。 【定数】 10人以内（実数：5人） 【任期】 2年（H15.7.1～H17.6.30） 【報酬等】 報 酬：委員長 8,400円/日 委 員 7,800円/日 費用弁償：旅費（一般職相当職）	【名称】 生名村文化財専門委員 【概要】 文化財の保存及び活用に関し教育委員会の諮問に答え、又は教育委員会に意見を具申し、及びこのために必要な調査研究を行う。 【定数】 10人以内（実数：2人） 【任期】 2年（H14.7.1～H16.6.30） 【報酬等】 報 酬：委員長 43,000円/年 委 員 37,000円/年 費用弁償：旅費（一般職相当職） 委員会等出席時 500円/回	【名称】 岩城村文化財保護審議会 【概要】 同 左 【定数】 10人以内（実数：4人） 【任期】 2年（H14.12.1～H16.11.30） 【報酬等】 報 酬：委員長 9,000円/日 委 員 9,000円/日 費用弁償：旅費（一般職相当職）	【名称】 魚島村文化財調査委員 【概要】 同 左 【定数】 若干人（実数：0人） 【任期】 2年（現在不在） 【報酬等】 －	合併後に統合 合併後、速やかに弓削町を基準とした新条例案を検討する。
指定文化財	【国指定】 ・定光寺観音堂（建造物） 【県指定】 ・法王ヶ原（名勝地） 【町指定】 ・小狩尾谷古墳（史跡） ・久司山古墳（史跡） ・薬師如来像（彫刻） ・雨乞踊り（芸能）	【国指定】 － 【県指定】 － 【村指定】 ・立石山遺跡（史跡） ・立石（メンヒル）（考古資料） ・提瓶（考古資料） ・高杯（考古資料） ・ハンジキ踊り（無形民俗文化財） ・亀島城址（史跡） ・生名八幡神社祭礼（無形民俗文化財）	【国指定】 ・祥雲寺観音堂（建造物） 【県指定】 ・ニジル石閃長岩（天然記念物） ・舟形ウバメガシ（天然記念物） 【村指定】 ・塩垂孤比丘の碑（史跡） ・妙見神社巨石（史跡） ・宝蔵寺板碑（史跡） ・浄光寺宝篋印塔（史跡） ・浄光寺板碑（史跡） ・旧島本陣三浦邸（史跡） ・近世古文書	【国指定】 ・亀居八幡神社宝篋印塔（石造美術） 【県指定】 － 【村指定】 ・道福寺（建造物） ・亀居八幡神社（建造物） ・四ッ竹踊り（芸能） ・てんでこ（芸能） ・大木遺跡（史跡） ・神ヶ市古墳（史跡） ・シマモクセイ（記念物）	合併後に再編 当面は現行どおりとし、新町で検討する。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21ー 各種事務事業の取扱い	関係項目	社会教育事業
調整方針			

区 分	現 況				調 整 内 容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村	
		・ 太型蛤刃石 (考古資料) ・ 厳島古墳神体石 (考古資料) ・ 高松城址 (史跡) ・ 盃状穴石 (考古資料) ・ 厳島遺跡 (史跡) ・ 国府型ナイフ形石器 (考古資料) ・ 大日堂棟瓦 (考古資料) ・ 盃状穴 (考古資料)			

上島合併協議会 調整方針

協 議 事 項	2 1 ー 各種事務事業の取扱い	関 係 項 目	社会教育事業
調 整 方 針	資 料		

社会教育事業の取扱いに関する法令	先 進 事 例
【社会教育法】 (社会教育の定義) 第二条 この法律で「社会教育」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基き、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)をいう。 (国及び地方公共団体の任務) 第三条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら实际生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。 2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たつては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努めるとともに、家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするものとする。 (市町村の教育委員会の事務) 第五条 市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。 一 社会教育に必要な援助を行うこと。 二 社会教育委員の委嘱に関すること。 三 公民館の設置及び管理に関すること。 四 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他社会教育に関する施設の設置及び管理に関すること。 五 所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関すること。 六 講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。 七 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。 八 職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。 九 生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。 十 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。 十一 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。 十二 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。 十三 一般公衆に対する社会教育資料の刊行配布に関すること。 十四 視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。 十五 情報の交換及び調査研究に関すること。 十六 その他第三条第一項の任務を達成するために必要な事務 (社会教育関係団体の定義) 第十条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否を問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。	☆篠山市 <H11.4.1合併> [兵庫県 多紀郡 篠山町、西紀町、丹南町、今田町] (1) 社会教育関係審議会等については、新市において新たに設置する。 (2) 子育てふれあいセンター事業及び社会教育指導員の設置事業については、現行のとおりとする。 (3) 視覚障害者広報活動事業は、篠山町の例による。 (4) 町指定文化財は、新市に引き継ぐ。 ☆さいたま市 <H13.5.1合併> [埼玉県 浦和市、大宮市、与野市] 社会教育事業については、引き続き学習機会、情報の提供等に努めつつ、市民サービスの低下を生じないように再編する。 ☆あさぎり町 <H15.4.1合併> [熊本県 球磨郡 上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村] 1 社会教育関係の取扱い 社会教育については、住民の教育向上、生活文化の振興のため充実した環境を整備する。 また、各事業については、新町において検討調整する。 (1) 各講座については、住民の要望を考慮し実施する。内容等については、新町において検討調整する。 (2) 文化協会については、合併時に統一する。内容等については、新町において検討調整する。 (3) 町村指定文化財、文化財関係資料、町村史及び深田村文化財保護条例に定める保存、未指定文化財の登録、環境保全地区の取扱いについては、新町に引き継ぐ。 (4) 社会教育委員、公民館運営審議会、文化財保護委員会については、新町において設置する。 2 社会体育関係の取扱い (1) 唯一の社会体育団体である5町村の体育協会は、合併時に統合する。 (2) スポーツ行事については、新町教育委員会及び体育協会において調整し決定する。 ただし、現行の単位で開催することが適当な行事については、当分の間継続する。 (3) 体育指導委員については、スポーツ振興法の規定により新町においても置くものとする。 (4) スポーツ災害補償については、新町においても引き続き加入する。 (5) 社会体育施設については、すべて新町に引き継ぐ。 ☆東宇和・三瓶町合併協議会 <西予市；H16.3.31までに合併予定> [愛媛県 東宇和郡 明浜町、宇和町、野村町、城川町、西宇和郡 三瓶町] 1 社会教育施設等については、現行のまま新市に引き継ぎ、管理運営等については、合併時に調整する。 2 生涯学習事業、公民館講座及び各種行事については、新市に移行後も当分の間現行のとおとし、随時調整する。 3 町指定文化財については、現行のまま新市に引き継ぐ。 ☆宇摩合併協議会 <四国中央市；H16.4.1合併予定> [愛媛県 川之江市、伊予三島市、宇摩郡 土居町、新宮村] - 公民館の運営については、当分の間現行のとおりとするが、新市において調整するものとする。 - 図書館は、基本的に現行のとおりとするが、新宮村については移動図書館等を実施する。 - 指定文化財については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。 - 社会体育施設については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。 - 社会体育施設の管理、業務管理については、当分の間現行のとおりとするが、新市において調整するものとする。

上島合併協議会 調整方針

協 議 事 項	2 1 ー 各種事務事業の取扱い	関 係 項 目	社会教育事業
調 整 方 針	資 料		

社会教育事業の取扱いに関する法令	先 進 事 例
(社会教育委員の構成) 第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。 2 社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。 (目的) 第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、实际生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。 (公民館の設置者) 第二十一条 公民館は、市町村が設置する。 2 前項の場合を除く外、公民館は、公民館設定の目的をもつて民法第三十四条の規定により設立する法人（この章中以下「法人」という。）でなければ設置することができない。 3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。 (公民館の事業) 第二十二条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。 一 定期講座を開設すること。 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。 六 その施設を住民の集会その他の公共の利用に供すること。 (公民館運営審議会) 第二十九条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。 2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。 第三十条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、市町村の教育委員会が委嘱する。 2 前項の公民館運営審議会の委員の定数、任期その他必要な事項は、市町村の条例で定める。	・ 学校開放施設については、現行のとおりとし、開放に関する規則、学校開放運営委員会設置規程は川之江市の例により調整する。 ☆宇和島市・吉田町・三間町・津島町合併協議会 <宇和島市；H16.10.1合併予定> 〔愛媛県 宇和島市、北宇和郡 吉田町、三間町、津島町〕 社会教育関係事業 ① 社会教育委員については、新市において調整する。 ② 少年センターの運営については、新市において調整する。 ③ 成人式については、現行のとおり実施する。 ④ I T 講習事業については、新市において継続して実施する。 ⑤ 図書館については、現行のとおり新市に引き継ぐ。組織については、合併時に調整する。 ⑥ 青年団活動については、当面、現行のとおりとする。 ⑦ P T A 連合会については、合併時に統合できるよう調整に努める。 ⑧ 婦人会活動については、現行のとおりとする。 ⑨ 愛護班活動については、当面現行のとおりとする。 ⑩ 町民会館については、新市に引き継ぎ運営内容については、新市において調整する。 ⑪ 青少年育成会事業については、新市において調整する。 ⑫ 結婚相談事業については、新市において調整する。 ⑬ 生活文化若者塾については、新市において継続して実施する。 公民館関係事業 ① 公民館運営審議会については、新市において調整する。 ② 公民館運営管理については、新市において調整する。 ③ 公民館実施事業については、当面現行のとおりとする。 文化関係事業 ① 文化振興施策については、新市において策定する。 ② 文化協会については、合併後統合に向けて調整に努める。 ③ 文化祭については、新市において調整する。 ④ 文化財保護審議会については、合併時に調整する。（宇和島市の例による。） ⑤ 資料館・博物館等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 ⑥ 指定文化財については、現行のとおり新市に引継ぎ、合併後の指定基準等については、合併時に統一する。 社会体育関係事業 ① スポーツ少年団活動については、合併後調整する。 ② 体育協会については、合併後統合できるよう調整に努める。 ③ 体育指導委員関係については、合併後に調整する。 ④ 各種スポーツ大会については、新市において調整する。 人権関係事業 ① 人権擁護委員活動については、合併時に統一する。 ② 人権・同和対策事業については、合併後に統合できるよう調整に努める。 ③ 人権・同和教育事業については、合併後に調整する。 ④ 人権教育推進市町村事業については、合併後事業の調整を図る。 ⑤ 校区別人権・同和教育懇談会事業については、現行のとおりとする。 ⑥ 県同和教育協議会支部活動については、合併時統合できるよう調整に努める。 ⑦ 県人権対策協議会支部活動については、合併時統合できるよう調整に努める。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21ー 各種事務事業の取扱い	関係項目	社会教育事業
調整方針	資 料		

社会教育事業の取扱いに関する法令	留意事項
【文化財保護法】 (文化財の定義) 第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。 一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。） 二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所在で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。） 三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。） 四 貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとつて歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとつて芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとつて学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。） 五 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。） 2 この法律の規定（第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第八十四条の二第一項第一号、第八十八条、第九十四条及び第百十五条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。 3 この法律の規定（第六十九条、第七十条、第七十一条、第七十七条、第八十三条第一項第四号、第八十四条の二第一項第五号及び第六号、第八十八条並びに第九十四条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。 (地方公共団体の事務) 第九十八条 地方公共団体は、文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に要する経費につき補助することができる。 2 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもののうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。 3 前項に規定する条例の制定若しくはその改廃又は同項に規定する文化財の指定若しくはその解除を行つた場合には、教育委員会は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を報告しなければならない。 (地方文化財保護審議会) 第百五条 都道府県及び市町村の教育委員会に、条例の定めるところにより、地方文化財保護審議会を置くことができる。 2 地方文化財保護審議会は、都道府県又は市町村の教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して当該都道府県又は市町村の教育委員会に建議する。 3 地方文化財保護審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。	社会教育事業については、住民の生活文化の振興のため充実した環境を整備し、そのため学習機会、情報提供等に努めつつ、住民サービスの低下を生じないよう再編することが適当である。 《総務省「合併協議会の運営の手引」より》